平成２３年（フ）第２２７号
北海道旭川市永山１条24丁目１番５号
債務者　石川　裕也
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２９号
北海道旭川市錦町17丁目2151番地
債務者　下田　博康
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３２号
北海道旭川市錦町14丁目2952番地の２　ライフ錦102号室
債務者　足利　孝一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３３号
北海道旭川市錦町14丁目2952番地の２　ライフ錦102号室
債務者　足利　宏美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３６号
北海道旭川市近文町23丁目1178番地
債務者　中村　二郎
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３４号
静岡県浜松市中区上島６丁目10番35号　サンハウス上島台102号室、前住所静岡県浜松市中区上島６丁目34番37号
債務者　北原　京子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目３番地
日の出団地３Ｆ39号棟10号室
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
釧路市緑ケ岡５丁目29番８号
債務者　清和　一昭
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６２号
釧路市興津１丁目11番135号
債務者　合田あずさ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
北海道釧路郡釧路町睦５丁目１番地３　Ｄ27―236
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
釧路市白樺台３丁目１番236号
債務者　嵐　国美子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３７８７号
横浜市泉区中田東１丁目８番22号
債務者　大河　　清
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１５号
横浜市中区大芝台10番地
債務者　玉岡美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１７号
横浜市磯子区磯子３丁目11番27―303号
債務者　俵　　賢二
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５３号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区１棟103号
債務者　丸　　雅代
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部